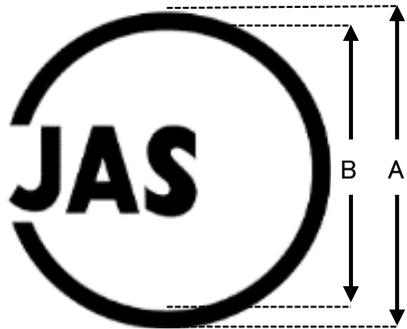


製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○製材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和49年12月2日農林水産省告示第1148号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b>            この格付の表示の様式及び表示の方法は、<u>取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p><b>2 引用規格</b>  <u>次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。</u>  <b>JAS 1083-1</b> 製材—第1部：一般要求事項</p> <p><b>3 用語及び定義</b>  <u>この格付の表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 1083-1による。</u></p> <p><b>4 格付の表示の様式</b></p> <p><b>4.1 造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材</b>            格付の表示の様式は図1とし、次のa)～f)のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b>            この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による<u>認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><b>2 格付の表示の様式</b></p> <p><b>2.1 造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材</b>            格付の表示の様式は図1とし、次のa)～g)のとおりとする。</p>



認 証 機 関 名  
 等 級  
 性 能 区 分  
 薬 剤 名  
 認 証 番 号

図 1—造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式

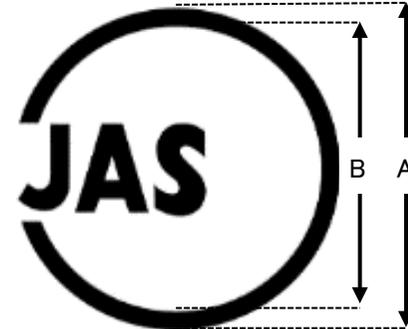
a)～d) (略)

e) 等級，性能区分及び薬剤名は，JAS 1083-1 の 6.1.2，6.4.2，又は 6.5.2 に規定する表示の方法により記載しなければならない。ただし，JAS 1083-1 の 6.1.1，6.4.1，又は 6.5.1 の表示事項に従って，これらを記載した場合は省略してよい。

f) 認証番号は，認証品質取扱業者の認証番号を記載しなければならない。ただし，JAS 1083-1 の 6.1.1，6.4.1，又は 6.5.1 の表示事項に従って，認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また，図 1 によらず，当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

#### 4.2 目視等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 2 とし，次の a)～g) のとおりとする。



認 証 機 関 名  
 等 級  
 性 能 区 分  
 薬 剤 名

図 1—造作用製材，下地用製材及び広葉樹製材の格付の表示の様式

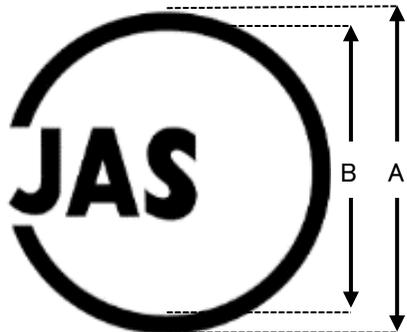
a)～d) (略)

e) 等級，性能区分及び薬剤名は，JAS 1083-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

(新設)

#### 2.2 目視等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 2 とし，次の a)～f) のとおりとする。



認 証 機 関 名  
 構 造 用 種 類  
 等 性 能 区 級  
 薬 剤 分 名  
 認 証 番 号

図 2—目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

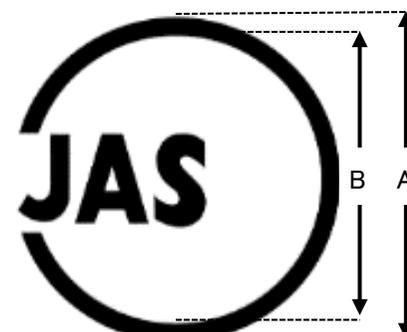
a)～e) (略)

f) 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1 の 6.2.2 に規定する表示の方法により記載しなければならない。ただし、JAS 1083-1 の 6.2.1 の表示事項に従って、これらを記載した場合は省略してよい。

g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 1083-1 の 6.2.1 の表示事項に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 2によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

#### 4.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)～g) のとおりとする。



認 証 機 関 名  
 構 造 用 種 類  
 等 性 能 区 級  
 薬 剤 分 名

図 2—目視等級区分構造用製材の格付の表示の様式

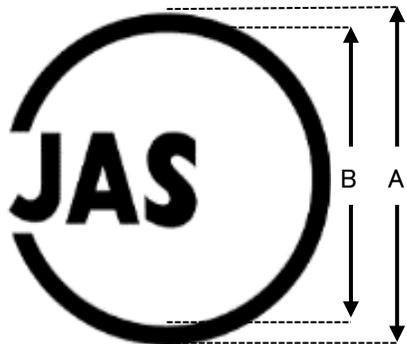
a)～e) (略)

f) 構造材の種類、等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

(新設)

#### 2.3 機械等級区分構造用製材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)～f) のとおりとする。



認 証 機 関 名  
 等 性 能 区 分 級  
 薬 劑 名  
 認 証 番 号

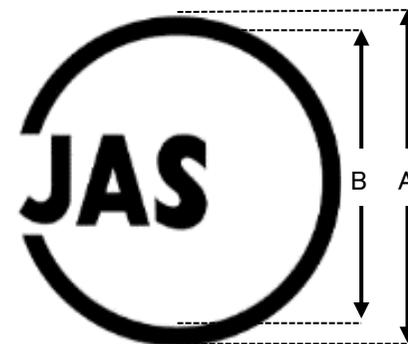
図 3—機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

a)～e) (略)

- f) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1 の 6.3.2 に規定する表示の方法により記載しなければならない。ただし、JAS 1083-1 の 6.3.1 の表示事項に従って、これらを記載した場合は省略してよい。
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 1083-1 の 6.3.1 の表示事項に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 3 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 5 格付の表示の方法

各本、各枚又は各束に、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS1083-1 の 箇条 6 の表示事項と同一面で材面の見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。なお、表示を付した材面に加えて、他の材面等に同様の表示を付してもよい。



認 証 機 関 名  
 等 性 能 区 分 級  
 薬 劑 名

図 3—機械等級区分構造用製材の格付の表示の様式

a)～e) (略)

- f) 等級、性能区分及び薬剤名は、JAS 1083-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

(新設)

### 3 格付の表示の方法

各本、各枚又は各束に、寸法、樹種及び製造業者又は販売業者を表すべき用語の表示がある材面に付さなければならない。なお、表示を付した材面に加えて、他の材面等に同様の表示を付してもよい。